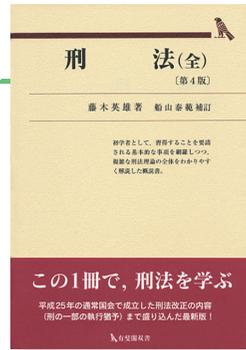


刑法(全)〔第4版〕

藤木英雄著／船山泰範補訂

2013年9月刊／310頁／2415円(税込)



編集 担当者 から

本書の初版刊行は昭和42(1967)年。初代編集担当者に話を聞きました。「昭和41年、東京大学の藤木先生から、刑法の教科書を出したい、とのご相談を受けたのがきっかけ。重厚な教科書が次々と出版される傾向にある中、『刑法全体が短時間で鳥瞰できるコンパクトな教科書が必要』との先生のお考え、そして、先生のわかりやすい文章が幅広い読者に受け容れられ、本書は大ヒット。その頃は珍しかった横組み体裁も、評判になりました。」

誠に残念なことに、藤木先生は、本書の初版刊行後、10年余(享年45歳)で他界されていますが、その後、藤木先生に師事されていた船山先生によって、丁寧な補訂がなされています。補訂に際しては、「^{つか}読めることなく読める藤木先生のわかりやすい文章」はそのままに、最新の刑法改正の内容をフォロー。40年以上「刑法の真髄」をお伝えする一冊としてロングセラーを誇っています。ぜひご一読いただきたい名著です。(伊丹)

Point!

P

本書の「各論」編。条文の要約とコンパクトな解説で、刑法が説かれています。

132 第2編 各論 第1部 2 執行作用を害する罪

無償で所有名義を移すことである。債務の負担を仮託することは、存在しない債務を負担したように装うことである。仮託の債権者と通謀して、強制執行に際し、配当要求をさせ、眞の債権者への配当をすくなくするために行われる。

現状を改変して価格を減損するとは、財産の物的変更をして、価値の減少を生じさせることである。

権利の設定をするとは、格安長期の地上権設定をするなど、債権者の強制執行前に債権者が不当な財産減少行為をすることである。

3号については、事情を知って譲渡や権利の設定行為の相手となる者も処罰される。強制執行妨害行為の実態をとらえた規制方法である。

(6) 強制執行行為妨害罪

- 偽計または威力を用いて、立入り、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨害すること。3年以下の懲役、250万円以下の罰金、または併科(96の3)は、強制執行の申立てをさせず、またはその申立てを取り下げる旨の旨で、申立権者またはその代理人に対して執行または脅迫を加えること。刑罰は同様(96の3)。

本条1項は、強制執行にあたる執行官に対する偽計・威力を手段とする妨害行為を取りあげ、2項は、強制執行の申立てをさせない目的で申立権者に暴行・脅迫を加える行為を取りあげている。

(7) 強制執行関係売却妨害罪

- 偽計または威力を用いて、強制執行において行われ、または行われるべき売却の公正を害すべき行為をすること。3年以下の懲役、200万円以下の罰金、または併科(96の4)。

強制執行において行われた売却の公正を害すべき行為には、例えば、不動産競売における入札で最高価買受申出人となった者に対し、落札後に、威力を用いて当該不動産の取得を断念するよう要求する

§ 1 公債執行妨害罪 133

行為がある。

本条が「行われるべき売却の公正」を取りあげているのは、強制執行が近々あることを知って競売開始決定以前から妨害行為がなされることを規制する目的である。

(8) 加重封印破壊罪

- 報酬を得、または得させる目的で、人の債務に関して、96条から前条までの罪を犯すこと。5年以下の懲役、500万円以下の罰金、または併科(96の5)。

本条は、96条から前条までの行為を、みずから報酬を得たり、または暴力団等へ報酬を得させる行為の悪質性にかんがみ、加重類型としたものである。

(9) 公契約関係売却妨害罪

- 偽計または威力を用いて、公の競売または入札で契約を締結するためのもの公正を害すべき行為をすること。3年以下の懲役、250万円以下の罰金、または併科(96の6)。

本罪は、国または公共団体の行う競売または入札で契約を締結するためのもの公正を妨害する行為を処罰するものである。

競売とは、先主が複数の買手に買受けの申出をさせて、そのうち最高額の申出人と契約する競争売買である。入札とは、契約の内容について複数の者に競争させて、そのうち最も有利な申出人と契約するために、各自に文書で契約内容の意思表示をさせる方法である。偽計には、入札予定価格を競売入札予定者に漏示する行為がある。指名競争入札に際し、他の指名業者に談合を持ちかけ、応じなかったときに脅迫を加えて談合に応じるよう要求する行為は威力にあたる。